

公益社団法人 日本軽種馬協会

馬パラチフス検査費用助成事業実施要領

29 日 軽 協 第 848 号
平成 29 年 11 月 21 日
公益社団法人 日本軽種馬協会

第 1 趣 旨

馬パラチフス (Equine paratyphoid) は、流産を主徴としたウマ科の動物特有の伝染病であり、監視伝染病に指定されている。感染した馬が妊娠馬であれば流産し、周囲の馬も次々と感染して集団発生の形態をとる。また流行に巻き込まれた子馬が致命的な全身感染を起こす場合があり、成馬でも関節炎や精巣炎などが報告されている。感染馬は回復後に強固な免疫を獲得するが、まれに保菌馬となることもあり、保菌馬の移動が汚染の拡大と次の集団発生をもたらす。

本病は、世界各国で発生の報告があり、日本では戦前の北海道、東北地方でたびたび大きな流行があり生産牧場に大きな被害を与えてきた。

最近でも、この 20 年の間に主として、北海道、青森、岩手、宮崎、熊本での発生が報告されている。

公益社団法人日本軽種馬協会（以下「協会」という。）は、北海道から青森、九州に種馬場を持ち、現在もパラチフス発生地域から近隣の場所に種馬場が存在している。そして全国から繁殖牝馬が種付に来場しているが、種付において馬パラチフスは重要な感染症であることから種牡馬配合・種付規程で種付前の検査証明書の提示を求めているところである。

協会としては、種牡馬を感染症から守るべく今後も馬パラチフス検査証明書の提示を求め、かつ種付牝馬からの感染を防ぐために馬パラチフス検査料金を助成し、種牡馬の馬パラチフスの感染、発症を予防し、地域の軽種馬生産の安定的維持・発展を図り、健全な競馬の発展と地域経済の安定化に資するものとする。

第 2 事業の実施

この事業の実施に関しては、この要領の定めによる。

第 3 事業の内容

馬パラチフス検査に必要な費用を助成する。

なお、当該検査に係る検査機関は地元家畜保健衛生所又は協会会長が認めた機関とする。

第4 助成対象馬

助成対象馬は、協会種牡馬を種付した牝馬で、協会が指定する伝染病の検査証明書を必要とする地域で飼養する牝馬とする。

第5 事業主体

第3の助成対象となる事業主体は、日高軽種馬農業協同組合、胆振軽種馬農業協同組合、十勝軽種馬農業協同組合、東北軽種馬協会、千葉県両総馬匹農業協同組合、九州軽種馬協会とする。

第6 協会の助成

協会は、第3に係る事業を対象として当該年度の予算の範囲内で助成を実施することとし、その助成額は次のとおりとする。

馬パラチフス検査助成事業に係る検査費及び検査事務費

下表に掲げる検査料及び検査事務費に検査実施件数を乗じて得た額の実費の合計額を上限とする。

検査料	検査事務費
4000円を超えない場合は実費 (証明書代込・税込) / 1検体 4000円を超える場合は4000円 (証明書代込・税込) / 1検体	150円 / 1検体

第7 助成金の交付手続き等

助成金の交付手続き等は、以下によるものとする。

- (1) 馬パラチフス検査費用助成の申請は所有者が行うものとする。
助成申請は、別紙様式第1号で領収書を添付し、指定団体に提出する。指定団体は別紙様式第2号で当該年の9月までに協会に行うものとする。
- (2) 協会は指定団体を通じ助成金を交付する。指定団体は別紙様式第3号により事業終了後に申請者の受領書を添えて協会に報告するものとする。

第8 その他

協会会長は、この事業の実施に関して、この要領に定めるもののほか必要な事項について、別に定めることができるものとする。

附 則 この要領は、平成29年11月21日から実施する。